

令和2年度分 県に対する措置要望事項概要

<重点要望事項>

| No. | 要望項目 | 県所管部課 | 要望の主旨 |
|-----|------------------------------|-------|---|
| 1 | 新食肉センター整備に伴う現行施設の廃止に係る支援について | 農政部 | <ul style="list-style-type: none"> ・県において整備を進めている新食肉センター開場後、周辺住民の生活環境への影響を踏まえ、速やかに現行施設の解体工事を行うため、国に対する財政支援の働きかけをはじめとした、円滑な解体工事实施に向けた継続的な支援措置について要望するもの ・現行施設については、県内で唯一食肉卸売市場の機能を有し、かつ、県内全域から肉畜が出荷されるなど、広域的な施設としての役割を果たしてきたことから、県においても、当該施設解体に係る費用の一部補助など、現行施設の解体に向けた支援を要望するもの |
| 2 | 公共交通の維持・充実にかかる支援制度の見直しについて | 県土整備部 | <ul style="list-style-type: none"> ・県の「生活バス路線維持費補助金」において、「鉄道駅と総合病院や大学・高等学校などの広域拠点施設を連絡する系統」や「1日あたりの運行回数が10回以下」などが補助の要件とされているところであり、一定の人口密度を有する地域と診療所やスーパーなどの生活利便施設を結ぶ、市民の日常生活を支える路線が要件に該当しないために支援されていない事例や、要件に適合させるために一部の路線で運行頻度を抑制している事例が見受けられことから、「生活バス路線維持費補助金」について、広域拠点施設や運行回数の要件を緩和するなど要件の見直しを要望するもの ・地域内交通については、運賃収入のほか自治会負担金や企業協賛金などの「地域支援金」を募っているが、「市町村生活交通路線運行費補助金」において、一定の収支率の確保が要件とされ、その算定にあたっては、収入分として運送収入(運賃収入)のみを計上することとされており、持続的・効率的な運行を支えている「地域支援金」は除外されていることから、事業の効率性を適正に判断するため、「地域支援金」を算定の対象とするよう、要件の見直しを要望するもの |
| 3 | 交通ICカード導入に係る支援について | 県土整備部 | <ul style="list-style-type: none"> ・LRTやバスなどで共通に利用できる交通ICカードの着実な導入を図るため、本市では導入費(システム開発費・設備整備費)の1/3の支援を想定しているが、市町域を越えた広域的な公共交通の利便性向上に資するものであり、全県的に推進していく事業であると考えられるため、県に財政支援を要望するもの ・また、交通ICカードの導入と併せて変更する、バスの中扉を活用した乗降が円滑に行えるよう、県道における停留所付近の道路改修を要望するもの |
| 4 | LRTの早期実現について | 県土整備部 | <ul style="list-style-type: none"> LRTの整備が円滑に進み、早期実現が図れるよう、本市、芳賀町と連携した、国へのLRT整備のための支援制度の拡充・創設に係る働きかけ、また、JR宇都宮駅西側の検討が円滑に進むための指導・助言など、事業全般に対する支援を要望するもの |

| No. | 要望項目 | 県所管部課 | 要望の主旨 |
|-----|--------------------------------------|-------|---|
| 5 | 小学校における35人以下学級の実施に伴う県予算による教員の増員等について | 教育委員会 | <ul style="list-style-type: none"> ・本県独自の小学校第3学年以上の35人以下学級の実施に伴い増員となる教員について、既に35人以下学級が実現されている小学校第3、4学年においては、県加配の教員に加え、国加配の教員である学力向上実践担当の一部が「県1:国1」の割合で充てられており、学校経営や学習指導の充実に影響が出ていることから、平成31年度から順次実施される小学校第5、6学年と同様に「県2:国1」の割合で教員を配置するよう要望するもの ・国の「学校施設環境改善交付金」については、1校当たり2千万円未満の教室改修に要する経費が対象外であり、「公立学校施設整備費国庫負担金」については、都道府県独自の基準に基づく少人数学級の実施に伴う校舎増築に要する経費が対象外であることから、活用しやすい国庫補助制度となるよう国への働きかけを要望するもの ・国の財政支援の及ばない本県独自の基準に基づく35人以下学級の実施に伴う校舎増築にかかる経費の負担について、県独自の補助制度の創設を要望するもの |
| 6 | 【新規】 スクール・サポート・スタッフの配置について | 教育委員会 | <p>国において、教員の負担を軽減するため、スクール・サポート・スタッフの配置により、印刷業務や教材の準備など、業務支援を推進しているが、県において、当該補助事業を導入しておらず、国から補助を受けることができないため、スクール・サポート・スタッフの配置に係る経費が全額市町の負担となっていることから、当該事業の早期の導入等を要望するもの</p> |

<要望事項>

| No. | 要望項目 | 県所管局 | 要望の主旨 |
|-----|------------------------------------|-------|--|
| 7 | 【新規】 東京2020オリンピック聖火リレー等への支援について | 総合政策部 | <p>東京2020オリンピック聖火リレー及び聖火の到着を祝うミニセレブレーションの実施に伴い、県全域が各々の特性を發揮しながらも、一体的・統一的に取り組むことができるよう、市町の意見を十分に加味した上で、円滑な人員確保に資する支援や、イベント開催に係る財政的支援等について要望するもの</p> |
| 8 | 地域リハビリテーション体制の構築について | 保健福祉部 | <p>今後、年々増加していく介護予防に取り組む自主グループを支援していくためには、リハビリテーション専門職が地域でより活動しやすい環境づくりや、医療機関等の理解のもと派遣する仕組みづくりなど、広域的・組織的なリハビリテーション専門職の派遣体制の構築が必須となる。県では、平成29年度、高齢者支援計画「はつらつプラン(第7期計画)」において、リハビリテーション専門職の派遣を含めた地域の介護予防活動の支援について新たに位置づけられ、また、平成31年3月には同計画の推進委員会が発足したことから、派遣体制の具体的な実現に向け、県が実施する介護予防市町村支援事業を活用した、地域リハビリテーション広域支援センターの設置、もしくはその機能の確保及び介護予防の取組に従事するリハビリテーション専門職の確保を要望するもの</p> |
| 9 | 歯科衛生士の養成・確保に関する支援措置について | 保健福祉部 | <p>地域包括ケアシステムの構築等に伴い歯科衛生士の必要性が高まってきていることから、歯科衛生士の養成・確保に向け、看護職と同様の学修資金の貸与制度の創設など、学びやすい環境の整備に向けた支援措置を要望するもの</p> |

| No. | 要望項目 | 県所管部課 | 要望の主旨 |
|-----|---------------------------------------|----------------|---|
| 10 | 若年末期がん患者の在宅での生活を支援する施策の実施について | 保健福祉部 | 末期がん患者の在宅での生活に対する支援については、0歳から18歳未満の患者に対しては、「小児慢性特定疾病児童等自立支援事業」、40歳以上の患者に対しては、「介護保険」で行われており、18歳～39歳までの患者に対して、切れ目のないサービスの提供に向けた制度の創設について、国に働きかけるとともに、県においても、末期がん患者に対する支援施策の実施を要望するもの |
| 11 | 【新規】 高次都市機能誘導区域への機能導入に対する支援・協力について | 総合政策部 県土整備部 | 県の「とちぎの都市ビジョン」においては、持続可能な多核ネットワーク型都市構造の実現を目指し、広域的な公共交通ネットワークの結節する広域拠点地区への、高度で多様な都市機能の集積や交通結節機能の強化を図ることとしている。広域拠点地区でもある本市高次都市機能誘導区域への多様で高次な都市機能の導入については、多核ネットワーク型都市構造の実現やとちぎブランド力の向上にも大きく寄与することから、県都の顔にふさわしい賑わい交流機能や教育・文化機能、観光等の情報発信機能などの多様な都市機能の導入について主体的に取り組を進めるなど、県内外の多くの人や企業から選ばれる、魅力と風格のある都市空間の形成に対する支援・協力を要望するもの |
| 12 | 急傾斜地の整備について | 県土整備部 | 豪雨等による急傾斜地の崩壊を防ぐため、大曾1丁目や塙田1丁目などの8箇所急傾斜地崩壊防止工事を要望するもの |
| 13 | 一級河川の改修について | 県土整備部 | 住宅浸水や農地の冠水被害を早期に解消するため、姿川、田川の河川改修を要望するもの |
| 14 | 幹線道路の整備について | 県土整備部 | 交通混雑解消を図るため、宇都宮テクノ街道、築瀬立体など幹線道路の早期完成及び早期整備を要望するもの |
| 15 | 地域高規格道路の整備について | 県土整備部 | 広域的な幹線道路のネットワークの形成を図るうえで重要な路線である、宇都宮高根沢バイパス、宇都宮環状北道路の早期完成及び早期整備を要望するもの |
| 16 | 交通安全施設の整備について (歩道や自転車走行空間の整備) | 県土整備部 | 円滑な交通の確保や通勤通学路の安全を確保するため、羽生田鶴田線、下岡本上三川線における、歩道や自転車走行空間の早期完成及び早期整備を要望するもの |
| 17 | 土地区画整理事業に対する支援措置について | 県土整備部 | 土地区画整理事業において、県の都市計画マスタープランの中で都市間・都市内連携軸として位置付けられた道路整備や、交通結節点へのアクセス道路整備、広域的な都市計画道路整備についても、支援の対象となるよう要望するもの |